

## 平成31年度分「給与支払報告書」の提出にあたって

日頃より、酒田市の税務行政につきましては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、平成31年度分の給与支払報告書を提出いただくにあたり、留意事項がありますので、確認のうえ提出してください。

- (1) 提出期限 — 平成31年1月31日(木) (事務処理の都合上、1月24日(木)までの提出にご協力願います。)
- (2) 提出先及び — 〒998-8540  
問い合わせ先 酒田市本町二丁目2番45号  
酒田市総務部税務課市民税係(市役所2階)  
電話 0234(26)5712・5713・5714〔直通〕
- (3) 提出するもの — ① 「給与支払報告書(総括表)」  
※「個人別明細書」の上に添付して提出してください。  
※後日郵送する酒田市指定の総括表をご使用ください。  
(他様式の総括表を使用される場合も、酒田市指定の総括表を添付してください。)  
② 「給与支払報告書(個人別明細書)」市町村提出用2枚  
※「個人別明細書」の用紙が不足している場合は、税務署からお取り寄せください。  
※「源泉徴収票」は必ず本人に渡してください。
- (4) 注 意 点 — ① 「給与支払報告書(個人別明細書)」は、別添「区分用台紙」を使用し、特別徴収分と普通徴収分に区分して提出してください。  
② 酒田市以外の市区町村に居住している方の分については、それぞれの市区町村に提出してください。

### ◇◇ 特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出について ◇◇

- (1) 異動届出書の提出先について  
退職・転勤等により異動があった場合は異動届出書を提出いただいているところですが、平成31年1月1日以降(給与支払報告書提出後)に異動となった方で、平成30年度に課税されている市町村と、平成31年度の給与支払報告書を提出された市町村が異なる場合は、それぞれの市町村に給与所得者異動届出書を提出してください。
- (2) 1月から4月までの期間に退職される方の住民税の一括徴収について  
毎年、1月から4月までの期間に退職された方のうち、住民税に残額がある場合は、最終の給与又は退職手当等から住民税の残額すべてを徴収し、その翌月の10日までに納入することになっています。(地方税法第321条の5第2項)

### ◇給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の「住民税に関する事項」欄の記入について◇

○住民税に関する事項

住民税に関する事項	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成30年中の所得の見積額	異動月日及び事由
1	酒田弥和太	子	H16.7.5	酒田市駅前町3丁目1番10号	0	
2						
3						

◎「16歳未満の扶養親族」は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第31条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

住民税の非課税・寡婦(夫)控除判定等に用いるため、扶養親族のうち年齢16歳未満の方を扶養している場合は、忘れずに記入してください。

### ◇一定基準以上の給与支払者に対する給与支払報告書の電子化提出が義務化されました◇

所得税法に定める法定調書(給与所得の源泉徴収票)の提出義務がある給与支払者で、平成26年1月1日以後、給与支払報告書の提出期限がある年の前々年に提出すべきであった法定調書(給与所得の源泉徴収票)の枚数が1,000枚以上である場合は、その提出義務がある者に対して、eL TAX又は光ディスク等による「給与支払報告書」の提出が義務化されております。

### ◇配偶者控除及び配偶者特別控除の改正について◇

平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正されました。この改正は、平成30年分以後の所得税及び住民税について適用されます。この改正に伴い、給与支払報告書等の様式及び記載事項などが変更になっております。

【改正の概要】

- ① 配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下(現行76万円以下)とされました。

給与支払報告書の提出は、eL TAX(電子申告)をご利用ください。  
詳しくは、<http://www.eltax.jp/> をご覧ください。